

請 願 付 託 表

平成26年6月須賀川市議会定例会

請願番号	請 願 名	請 願 者	紹介議員	付託委員会	
請願第5号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書	須賀川市	大倉雅志	総務 常任委員会	
		自治労須賀川市職員労働組合 執行委員長 上田孝夫			
請願第6号	命を守るために、憲法9条を壊し日本を海外で戦争する国へとつくり変える集団的自衛権を容認する閣議決定や立法に反対する意見書を国に提出することを求める請願書	須賀川市	丸本由美子		
		新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子			
請願第7号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を国へ提出を求める請願書	須賀川市	丸本由美子		
		新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子			
請願第8号	消費税率を5%に戻し、増税中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書	須賀川市	丸本由美子		
		新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子			
請願第9号	「さらなる年金削減の中止を求める」意見書提出を求める請願	須賀川市	丸本由美子		生活産業 常任委員会
		全日本年金者組合岩瀬支部 支部長 阿部 博			
請願第10号	原発再稼働・核燃サイクル推進の「エネルギー基本計画」案の撤回の意見書提出を求める請願書	須賀川市	丸本由美子		
		新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子			
請願第11号	「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書	須賀川市	生田目進	教育福祉 常任委員会	
		須賀川地方聴力障害者会 会長 高田一善			

請願書

2014 年 5 月 30 日

須賀川市議会議長
市村 喜雄 様

須賀川市
自治労須賀川市職員労働組合
執行委員長 上田孝夫



紹介議員

大倉 雅志

「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

住民生活に直結した地方自治体が担う役割は年々拡大しており、それらを遂行するには、地域の財政需要に見合う地方交付税及び一般財源の確保は不可欠です。

また、法人実効税率の見直しなどが議論されていますが、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地域遍在性の小さい地方税財源を確立することが極めて大切です。

そこで、2015 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけ政府の対策を求めるものです。



地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域遍在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障したうえで、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求めます。

記

- 1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するものではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財源需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
- 3、復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域遍在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
- 5、人件費削減など、行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2014年6月 日

須賀川市議会

〈提出先〉

安倍晋三 内閣総理大臣	100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府
菅 義偉 内閣官房長官	100-8968	千代田区永田町 1-6-1	内閣官房
新藤 義孝 総務大臣	100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
麻生 太郎 財務大臣	100-8940	千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
茂木 敏光 経済産業大臣	100-8901	千代田区霞が関 3-1-1	経済産業省内

2014年5月30日

須賀川市議会議長 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

須賀川市



紹介議員

丸本由美子 (丸本)

命を守るために、憲法9条を壊し日本を海外で戦争する国へとつくり変える集団的自衛権を容認する閣議決定や立法に反対する意見書を国に提出することを求める請願書

〔請願趣旨〕

平和な世の中で人間が生きられるよう第二次世界大戦後、日本は永久に戦争を放棄するという平和憲法を作りました。おかげで憲法ができてから67年日本には戦争がなかったのです。ところが安倍首相は5月15日、自らのブレーンばかり「安全保障の法的整備の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の報告書を受けた記者会見で、憲法解釈を変更し、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使容認の閣議決定と自衛隊法改定の検討に入ることを表明しました。

集団的自衛権とは、日本が攻撃されていないのに、アメリカの戦争に日本の自衛隊を参戦させ、戦場で「殺し、殺される」国になることです。「限定的」「必要最小限度」などと述べても、憲法9条の歯止めをはずす、その重大性はまったく変わりません。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」した、日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。

立憲主義をふみにじり、時の一首相、一内閣が、「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることなど、絶対に許されません。

自治体の責務は市民の命をまもることです。生命を生み出す女性は子どもの健やかな成長を望みます。憲法9条を壊し、日本を海外で戦争する国へとつくり変える集団的自衛権行使容認の閣議決定と立法に反対するため次のことを強く請願します。

〔請願項目〕

命をまもるために、憲法9条を壊し日本を海外で戦争する国へとつくり変える集団的自衛権行使容認の閣議決定と立法に反対する意見書を国に提出すること。



意見書(案)

安倍首相は5月15日、自らのブレーンばかり「安全保障の法的整備の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の報告書を受けた記者会見で、憲法解釈を変更し、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使容認の閣議決定と自衛隊法改定の検討に入ることを表明しました。

集団的自衛権とは、日本が攻撃されていないのに、アメリカの戦争に日本の自衛隊を参戦させ、戦場で「殺し、殺される」国になることです。「限定的」「必要最小限度」などと述べても、憲法9条の歯止めをはずす、その重大性はまったくかわりません。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」した、日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。

生命を生み出す女性は殺し殺される戦争は絶対に反対です。

立憲主義をふみにじり、時の一首相、一内閣が、「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることなど、絶対に許されません。

以下、次のことを強く要望します。

1、命をまもるために、憲法9条を壊し日本を海外で戦争する国へとつくり変える集団的自衛権を容認する閣議決定や立法に反対します

2014年5月30日

須賀川市議会議長 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部
支部長 片野ミチ子
須賀川市 [REDACTED]



紹介議員

丸本由美子 (丸本)

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を国へ提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

臨時国会で成立した「特定秘密の保護に関する法律」は「特定秘密」について「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としています。その範囲が明確でなく広範すぎるとの指摘がされ続けています。

日本弁護士連合会は、憲法にうたわれている基本的人権を侵害する可能性があるとして、これに反対の立場を明確にしていますが、福島県が直面している原子力発電所事故に関しても、原子力発電所の安全性にかかわる問題や住民の安全に関する情報が、核施設に対するテロ活動防止の観点から「特定秘密」に指定される可能性があります。

記憶に新しいのですが、放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったために、浪江町住民がより放射線量の高い津島地区に避難したことが、事後に明らかになるケースがありました。このような国民の生命と財産を守るために有益な情報が、公共の安全と秩序維持の目的のためとして「特定秘密」の対象に指定されることが極めて高いです。いま重要なのは徹底した情報公開を推進することです。刑罰による秘密保護と情報統制ではありません。

本法により、「特定秘密」の対象をひろげることは、知る権利を担保する内部告発や取材活動を委縮させ、国民の目から情報を覆い隠し、民主主義を根底から覆ってファシズムへの道につながる可能性があります。生命を生み出す女性は戦争につながる特定秘密保護法には反対です。

よりまして下記事項につきまして政府並びに国会に対し意見書を提出していただくようにお願いいたします。

〔請願項目〕

1. 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を国へ提出すること



特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書(案)

臨時国会で成立した「特定秘密の保護に関する法律」は「特定秘密」について「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としているが、その範囲が明確でなく広範すぎるとの指摘がされ続けている。

日本弁護士連合会は、憲法にうたわれている基本的人権を侵害する可能性があるとして、これに反対の立場を明確にしているが、福島県が直面している原子力発電所事故に関して、原子力発電所の安全性にかかわる問題や住民の安全に関する情報が、核施設に対するテロ活動防止の観点から「特定秘密」に指定される可能性がある。

記憶に新しいが、放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったために、浪江町住民がより放射線量の高い津島地区に避難したことが、事後に明らかになるケースがあった。このような国民の生命と財産を守るために有益な情報が、公共の安全と秩序維持の目的のためとして「特定秘密」の対象に指定されることが極めて高い。いま重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。

本法により、「特定秘密」の対象をひろげることは、知る権利を担保する内部告発や取材活動を委縮させ、国民の目から情報を覆い隠し、民主主義を根底から覆してファシズムへの道につながる。

よって政府並びに国会におかれましては「特定秘密の保護に関する法律」を一旦廃止し、改めて国民議論に付すことを強く要望する。

以上、地方自治法99条に基づき意見書を提出する。

福島県須賀川市議会

2014年 5月30日

須賀川市議会議長 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部
支部長 片野ミチ子
須賀川市



紹介議員

丸本由美子



消費税率を5%に戻し、増税中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書

〔請願趣旨〕

消費税の導入から 25 年間、国民が支払った消費税は累計で 270 兆円を超えています。その一方で、同時期の法人 3 税（法人税・法人住民税・法人事業税）は、度重なる減税によって約 260 兆円も減収になっています。消費税は福祉に使われず大企業への減税の財源になったのです。

消費税は人間生活に欠くことのできない消費全般に課税する最悪の大衆課税です。生活費非課税、応能負担であるべき税制の原則からすれば、消費税は廃止されるべきです。

中小企業・小規模事業者の多くは税額を価格に上乗せできず、利益を削り赤字でも身銭を切って納税を続けなければなりません。消費税は中小業者の経営に打撃を与え、廃業に追い込む「営業は破壊税」であり、輸出企業には戻し税という莫大な「補助金」が還付されるというゆがんだ税制です。本市もこのまま税収が減少し、予算ひっばくするのではないかと心配です。

2014年4月の8%への引き上げに続き、2015年10月には10%への増税が予定されています。消費税は社会保障のためといいながら、年金や生活保護、医療、介護など社会保障は切り下げと負担増ばかりです。日本経済はアベノミクスの円安と資材高騰で失速しています。3%増で8兆円、その上に2%増で5兆円もの増税には、国民生活と地域経済は耐えられません。

今、景気回復に必要なことは、消費購買力を高めるとともに、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換することです。そのためにも増税は中止するべきです。

よって、下記事項について政府並びに国会に対し意見書を提出していただくようお願いいたします。

〔請願項目〕

消費税を5%に戻し、10%への引き上げは中止することを求める意見書を国に提出すること



消費税率を5%に戻し、増税中止を求める意見書(案)

〔請願趣旨〕

消費税の導入から 25 年間、国民が支払った消費税は累計で 270 兆円を超えています。その一方で、同時期の法人 3 税（法人税・法人住民税・法人事業税）は、度重なる減税によって約 260 兆円も減収になっています。消費税は福祉に使われず大企業への減税の財源になったのです。

消費税は人間生活に欠くことのできない消費全般に課税する最悪の大衆課税です。生活費非課税、応能負担であるべき税制の原則からすれば、消費税は廃止されるべきです。

中小企業・小規模事業者の多くは税額を価格に上乗せできず、利益を削り赤字でも身銭を切って納税を続けなければなりません。消費税は中小業者の経営に打撃を与え、廃業に追い込む「営業は破壊税」であり、輸出企業には戻し税という莫大な「補助金」が還付されるというゆがんだ税制です。本市もこのまま税収が減少し、予算がひっばくするのではないかと心配です。

2014 年 4 月の 8%への引き上げに続き、2015 年 10 月には 10%への増税が予定されています。消費税は社会保障のためといいながら、年金や生活保護、医療、介護など社会保障は切り下げと負担増ばかりです。日本経済はアベノミクスの円安と資材高騰で失速しています。3%増で 8 兆円、その上に 2%増で 5 兆円もの増税には、国民生活と地域経済は耐えられません。

今、景気回復に必要なことは、消費購買力を高めるとともに、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換することです。そのためにも増税は中止するべきです。

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 宛

福島県須賀川市議会

須賀川市議会
議長 市村 喜雄 様


郵便番号 962

住所 須賀川市

全日本年金者組合岩瀬支部

支部長 阿部 博

紹介議員

丸本由美子 



「さらなる年金削減の中止を求める」意見書提出を求める請願

趣旨

貴議会において、地方自治法第99条の規定に基づき「さらなる年金削減の中止を求める」との意見書を提出していただくこと

理由

2012年11月16日に、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、3年間で年金2.5%を削減する法案が成立しました。そのため昨年10月から1%、今年4月から0.7%削減され、来年10月にも0.5%削減される予定です。

改正法は「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に、高齢者の生活と経済への悪影響を考慮して当時の自公政権がとった措置であり、しかもその後、灯油など生活必需品の値上げや各種控除の縮小、社会保険料の相次ぐ引き上げ、消費税の増税などによって、高齢者の生活は以前にも増して厳しくなっており、いま、10年以上も前の理由で年金を引き下げられることは、どう考えても納得できることではありません。

昨年、12月に年金額の改定通知書が届いて以来、多数の受給者が行政不服審査請求を行い、その数は全国で12万6千人、福島県内で2,350人にも達しました。『物価が上がり、消費税が増税されるなかで、これ以上年金が削減されたら、生活が成り立たなくなる』という高齢者の怒りがうねりになったものと私たちは理解しています。

年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも影響を与えます。3・11大震災と東京電力福島第1原発事故によって塗炭の苦しみに喘いでいる福島県民にとっては、安倍首相の「福島の再生」や「経済の好循環」の政策に逆行するものです。さらに、2.5%削減に続いてマクロ経済スライドの実施および改悪による連続的な年金削減が計画されています。また、年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

よって、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、「さらなる年金の削減の中止を求める」との意見書の提出を求めます。

以上



さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、昨年10月から1%、今年4月から0.7%削減し、来年10月にも5%削減する予定です。

年金の削減は、「特例水準の解消」を理由としていますが、今年4月からは消費税も増税され、灯油や生鮮食料品、医療費の値上がり、さらには社会保険料の引き上げなどで高齢者の生活はいつそう厳しさを余儀なくされており、実情にまったくそぐわない措置と言わざるを得ません。

昨年12月に改定通知が届いてからの年金受給者による行政不服審査請求は、全国で12万6千人、福島県でも2350人を超えたと報じられており、年金削減による高齢者の怒りや不安は今後ますます高まることが予想されます。年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも影響を与えるものです。特に大震災と原発事故に苦しんでいる福島県にあっては、高齢者のみならずすべての県民にとって大きな痛手であり、安^部首相の言う「福島の再生」や「経済の好循環」の政策に逆行するものです。

年金削減に続いて、さらに政府はマクロ経済スライドの実施による連続的な年金削減や受給年齢の引き上げを立法化しようとしています。年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼がさらに低下することが懸念されます。

よって、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、「さらなる年金の削減を中止すること」を地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年 月 日

福島県須賀川市議会

議長 市村 喜雄

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 田村憲久 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

2014年5月30日

須賀川市議会議長 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

須賀川市



紹介議員

丸本由美子 (丸本)

原発再稼働・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」案の撤回の意見書提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

レベル7という史上最悪の福島第一原発事故から3年が過ぎました。しかし、いまだに事故原因が解明されず、現場では汚染水が毎日400トンも増加し、度重なる高濃度汚染水漏れや、冷却一時停止など大小トラブルが続発するなど危機的状況が続いています。

ところが政府はかかる非常事態が続いているにもかかわらず、「収束宣言」を撤回せず、福島第二原発の廃炉も明言しておりません。そればかりか原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、原子力規制員委員会の基準に適合した場合は「再稼働を進める」ことや、核燃料サイクルについても推進を明記した中長期的なエネルギーの政策の指針となる「エネルギー基本計画」案を決定しました。

原発はいったん事故を起こせば、どんなに厳重な審査をしようと人の手でコントロールできない危険があり、「安全」で「安価」な「神話」は崩れ、未完の技術であることが我々の目の前で証明されました。

事故収束と廃炉の見通したたず、使用済み核燃料の処分さえできないというのが核エネルギーであり、福島第一原発の事故の実相です。

今必要なことは原発の再稼働ではなく、地域の経済循環と新しい雇用を生み出す地域密着型の再生可能エネルギーへの爆発的な普及への転換です。合わせて省エネルギーの政策も必要です。

よって政府に対し、原発再稼働・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」案を撤回し、福島第一原発の危機的状況の打開に全責任を持ち解決することを強く求める意見書を出していただくようお願いします。

〔請願事項〕

1. 原発再稼働・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」案を撤回し、福島第一原発の危機的状況の打開に全責任を持ち解決することを強く求める意見書を政府関係機関に提出すること。



原発再稼働・核燃サイクル推進の「エネルギー基本計画」案の撤回の意見書(案)

レベル7という史上最悪の福島第一原発事故から3年が過ぎた。

しかし、いまだに事故原因が解明されず、現場では汚染水が毎日400トンも増加し、度重なる高濃度汚染水漏れや、冷却一時停止など大小トラブルが続発するなど危機的状況が続いている。

ところが政府はかかる非常事態が続いているにもかかわらず、「収束宣言」を撤回せず、福島第二原発の廃炉も明言していない。そればかりか原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、原子力規制員委員会の基準に適合した場合は「再稼働を進める」ことや、核燃料サイクルについても推進を明記した中長期的なエネルギーの政策の指針となる「エネルギー基本計画」(案)を決定した。

原発はいったん事故を起こせば、どんなに厳重な審査をしようと人の手でコントロールできない危険があり、「安全」で「安価」な「神話」は崩れ、未完の技術であることが我々の目の前で証明された。

事故収束と廃炉の見通したたず、使用済み核燃料の処分さえできないというのが核エネルギーであり、福島第一原発の事故の実相である。

今必要なことは原発の再稼働ではなく、地域の経済循環と新しい雇用を生み出す地域密着型の再生可能エネルギーへの爆発的な普及への転換である。合わせて省エネルギーの政策も必要である。

よって政府は、原発再稼働・核燃サイクル推進の「エネルギー基本計画」案を撤回し、福島第一原発の危機的状況の打開に全責任を持ち解決することを強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 内閣官房長官 文部科学大臣 経済産業大臣
環境大臣 復興大臣 宛

福島県須賀川市議会

請 願 書

平成 26 年 5 月 21 日

須賀川市議会議長
市 村 喜 雄 様

〒962 [REDACTED]

須賀川市 [REDACTED]

須賀川地方聴力障害者会
会 長 高 田 一 善



紹介議員

佐々木 伸 (Seiji)

「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書

[要旨]

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

[理由] 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別



されてきた長い歴史があった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

〒965-8141 福島市渡利字七宮111

県総合社会福祉センター内

社団法人福島県聴覚障害者協会

TEL・FAX (024) 522-0681

Eメール: fukushima-deaf@iris.ocn.ne.jp

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本県市町村議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村議会
議長